

事業案における主な留意事項

- 1 対象事業の範囲
 - (1) 病床の機能分化・連携のために必要な事業（事業区分Ⅰ）
 - (2) 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業（事業区分Ⅱ）
 - (3) 医療従事者等の確保・養成のための事業（事業区分Ⅳ）

- 2 「医療」に係る事業であること。（「介護」に係る事業（事業区分Ⅲ及びⅤ）については、別途、長寿いきがい課から調査予定。）

- 3 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、基金を充てて実施する事業の対象としないこと。

- 4 原則として、事業者負担が必要であること。

- 5 令和6年度から新たに行う事業であること。

- 6 国からは「事業の評価」を求められているため、提案する事業については、具体的な指標や目標値を設定すること。

- 7 国からの配分額（内示額）によっては、提案いただいた事業を令和6年度の県計画に盛り込むことが困難になる可能性があること。

- 8 原則として、「資料2 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」に該当する事業であること。